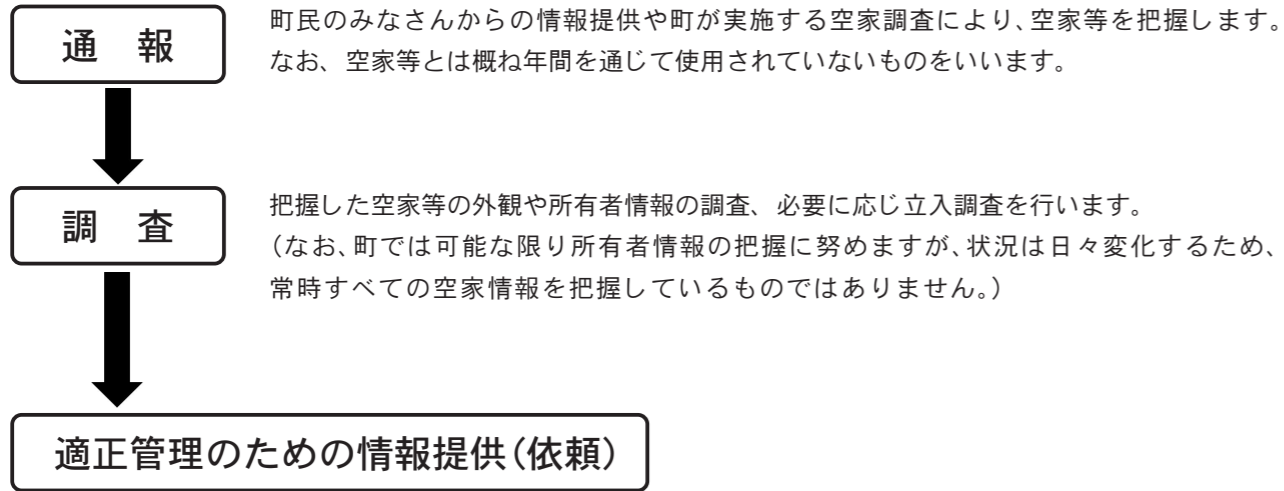


適正に管理がなされていない空家等の所有者等に対し町が行うこと



所有者等に対し適正な管理を行うよう依頼文を送付します。
(特定空家等に認定されたものに対しては、助言・指導、勧告、命令、代執行といった、法律に基づく手続を適切に行っていきます。)

軽微な措置・緊急安全措置

所有者等による適正な管理がなされず、開けっ放しになっている扉や窓があつて周辺地域への防犯上等の支障がある場合には、それらを閉鎖する軽微な措置を行ったり、暴風等による建築材の飛散など周辺に悪影響を及ぼす可能性のある場合にはシート等で覆うなどの緊急安全措置を条例の規定に基づき町が対応します。

ただし、所有者等がいる場合は当然所有者等が実施すべきもので、すべて町が対応するものではありません。

📞お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)

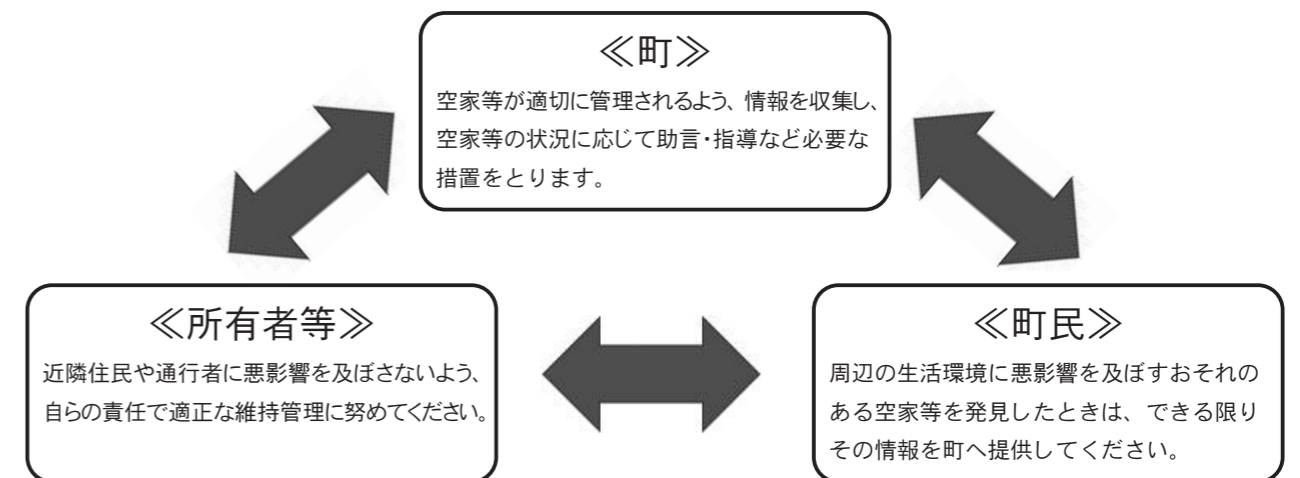


～空家の所有者等には管理責任があります～

「羽幌町空家等対策の推進に関する条例」を制定しました

近年、人口減少や高齢化の進展に伴って全国的に空家等が増加しており、そのなかでも所有者等によって適切な管理が行われず、公衆衛生や景観の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしている空家等(空家やその敷地など)が問題となっています。このことは羽幌町においても例外ではなく、年々、近隣の空家等の各種問題について寄せられる声が多くなっている現状にあります。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定められているもの以外に、羽幌町における独自に決まりを定めることで、「良好な生活環境の保全」や「町民が安全安心に暮らせるまちづくり」の推進を図ることを目的として制定したものです。



所有者等の責務

空家等の管理は、所有者(または管理者)の責務です。

空家等は個人の財産ですので、管理が適切に行われていないことによって、万が一、他人に損害を与えたときは、損害賠償などの管理責任が問われる可能性があります。

また、特定空家等(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空家等のことをいいます)として認定された場合は、法の定めに従って、所有者等やその空家等に対して不利益な処分が下される場合もあります。

空家等の所有者等は、近隣住民や通行者に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任で適正な維持管理に努めていただきますようお願いいたします。

《実際にあった町への問い合わせ事例》

「隣接する空家の屋根からの落雪で住宅が壊されそう。役場で雪を取り除いてほしい。空家の所有者は誰かわからない。」

このような事例が起きても、町(役場)では雪を取り除くなどの対応はできません。

あくまで当事者同士で解決するしか方法はありませんので、空家の所有者に対しすぐに連絡できるよう、日頃から連絡先を把握しておきましょう(隣近所の方が転出されて空家になることが予想される場合は関係者から聴き取りしておきましょう)。

※ 町が所有者を調査するためには相当な時間を要する場合があります